

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福

# 島 県 報

## 目 次

### 公 告

○福島県税条例等に基づき延長した  
県税に係る申告、納付等の期限を  
指定した件

## 公 告

### 公告第四百十三号

福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件(平成二十三年公告第五十六号)の二の指定する期日のうち、次に掲げるものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から同年九月二十九日までの間に到来するもの(特別徴収に係るものを除く)にあつては同月三十日、特別徴収に係るものでその期限が同年三月十一日から同年八月三十日までの間に到来するものにあつては同月三十一日とする。

平成二十三年八月九日

福島県知事 佐藤雄平

一 次に掲げる市町村の地域に係る期日(二に掲げる期日を除く。)

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、新地町

二 一に掲げる市町村の地域及び福島県の地域以外の地域に本店を有する法人に係る法人県民税及び法人事業税に係る期日

(税務課)